

議案第15号

鹿屋市都市計画税条例の一部改正について

鹿屋市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月21日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市都市計画税条例の一部を改正する条例

鹿屋市都市計画税条例（平成18年鹿屋市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号に掲げる区域」を「農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）による農用地区域」に改め、「都市計画区域内」を「都市計画区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定めた鹿屋都市計画用途地域及び下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた公共下水道事業計画の予定処理区域内」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

都市計画マスタープランに基づく鹿屋市立地適正化計画を令和4年度に策定し、計画の運用が開始されたことから、併せて都市計画税の見直しを行うため、本案を提出するものである。